

Title	ブラン ガルラン共著 『労働法』
Sub Title	A. Brun et H. Galland : Droit du travail
Author	阿久澤, 龜夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.4 (1959. 4) ,p.84- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590415-0084">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590415-0084</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

A. Brun et H. Galland :  
Droit du Travail.  
1958, 1053 p.

ブルラン 共著  
ガルラン

『勞働法』

一 本書は、フランスにおいて数少ない労働法全般に互つての概説書中の一つのものである。しかも一九五八年すなわち昨年出版されたという意味において、最も新しい法理論が展開されているであらうと期待されるが、餘り強い期待は持たない方がよいかもされない。著者は Lyon 大學の教授である Brun と實務家である Galland とである。以上の兩著者がどのような立場に立っている人であるか必ずしも明確ではないが、本書は一つの傾向を打出そうとしているようである。

しかしその最初においても書かれているように、著者が最も強く意識したものは、資本主義が高度化するに従い獨占という形態が、經濟秩序を支配する。こうした獨占が、労働法の面になんらかの形で影響を與へはしまいか。というのは労働法そのものが、經濟的、社

會的面の變化に敏感に感じ易いからである。そこでかつての企業は、使用者と労働者とが直接に接觸し、交渉したのに比較し、現代の企業においては、企業の集中と集團化、そして勞使關係においては集團的勞働關係が展開されるということによつてその性格を變えている。労働者が労働組合によつて集團化すると同時に、使用者側も自ら協同し集團化することによつて、かつての契約にみられたような個人意思が勞使關係の基盤を結びつけているのではなく、集團的勞使の意思のみが勞使關係を結合せしめている。すなわち契約勞働關係が、中心となつて集團的勞働關係が展開されるものではなく、場合によつては個別的契約關係として勞働契約とは關係なく集團的勞働關係が展開されるとする。右のような考え方は企業別組合が中心となつているわが國の場合なかなか理解され難いところであるが、労働契約中心ではなく、労働組合とその集團的かつ組織的意志を中心として労働關係を考察してゆく方法も一つの考察方法といわなければならない。

本書を書くに至つた動機が、右の問題點を十分認識し、かりにこの解明にのみ目的があるとすれば、前述したように本書中に一つの傾向が打出されようとしているとする筆者の表現は妥當でないかもしれない。

二 つぎに本書の内容を紹介してみることにする。

最初序論においては、労働法の目的と重要性、労働法の範囲などについて述べる。しかも右の問題について考える場合、ことさらに國民生活に與えるその影響の重大さに注意が拂われ、社會的角度 (angle social) および經濟的角度 (angle économique) の兩角度からして問題を考察してみなければならぬとする。

第一編においては、労働法の基本的要件について述べ、それが大きく四つに分けられている。その第一章は労働法の史的展開についてである。著者は、古代のフランスにおける協同組合 (corporation) から述べる。協同組合ないし同業組合の時代においては、どうしても職業的な法律が多く存在し、そのうちにおいては、労働者に職業を確保してやるということが中心となり、いわば労働保護的性格は表面に現われていなかつた。ところでこの當時に確立された同業の概念ないし意識は、後世に至るまでもフランス労働組合のうちに流れてゆくのである。つぎに個別的労働關係の時代については、この時代の實現を可能にした經濟的理念が自由放任主義で、法的理念が意思の自由、哲學的理念が、ルソー、ヴォルテールなどによつて代表されるもので、これらの諸理念がその基盤を構成していたからこそ、そこに個別的労働關係の時代が展開したとする。そしてこの時代が到來したことによつて労働の自由 (la liberté du travail) が確立されることになつたが、同時に團結權が禁止されるという結果

を招いたのである。ところでつぎの時代になつて初めて契約の自由の實現、このためにする勞使對等の確立が要請され、労働者に對する保護の時代に入るわけである。著者は、右に述べた一連の労働法の沿革過程を平面的に述べることで終つていたのであるが、もつと社會的、經濟的事實と結びつけて考えなければならぬであらう。とりわけ労働組合運動史が、ほとんど述べられていないことは、たとえ法律の書物であるとしても、不十分な印象を受けるのである。

第二章は労働法の法源について述べる。このなかで注目すべきことは労働慣行についてである。著者は、あらためて労働關係における la coutume と les usages と區別している。そして就業規則もこのうちに含まれ、就業規則は、公的に認められるようになった事實上の制度であるとす。そして著者は、労働慣行が、労働法の法源のうちにあつて他の法源に強い影響力を持つていることを強調する。

第三章は、労働關係に關する行政官廳および司法機關についてである。著者は le conseil de Prud'hommes について、他の司法機關との關係、申請の手續などあるいは事件の處理方法について述べながら、この制度の性格を説明する。つづいてフランスにおける特別地區の労働判決について述べるのである。

第四章は、労働法の特異性を集團の法という點に求め、集團的労働關係、すなわち労働法の規整の對象となるものは、契約關係とは一應別個の集團性をその性格として持ち、そこに労働法は、法の精神に従いながら適用されるという特殊性を持つているとする。

第二編は、労働契約關係を中心としてみたところのものである。

まず著者は労働契約とは何かについて考察し、労働契約が労働力の提供において必然的に全人格の性格を現わすことを詳細に指摘する。つづいて労働者について一應考察し、労働者が現在保護法的見地からして置かれている法的地位について考察し、社會保障法の領域にまで言及している。

しかし労働契約關係を考へる場合、労働者の從屬的地位ということとを省略することはできないわけである。著者は法的從屬性ということと經濟的從屬性ということについて論及しているが、なんとしても労働者の從屬的地位に對するより深い考察が不十分であると同時に、これがいかにして法概念として取入れられるのか、あるいは労働法上、從屬性の概念をいかに考へるのかについてなお論及が必要のように思われる。そしてこの章におけるむすびとして労働契約に關する判決例が、掲げられているのであるが、なお進んで判決例のなかにおいて労働契約がどのように考へられていたか、具體的事件について個々別々に考察してみる必要があつたらうと思われる。

第二章以下においては、労働契約の自主性、労働契約の形式、労働契約の制限、履行などについて保護法中心に考察する。

第三編においては、労働の集團的關係が考察され、労働組合の史的沿革、労働組合の團體交渉、労働協約、企業と集團的性格を具出した制度 (*Des institutions collectives*)、團結と労働争議などについて述べる。第三編は、本書の中心となるものであり、もう少し具體的に述べると企業主の權能、*les comités d'entreprise*, *les delegues du personnel* などについて説明した後、に争議行為の限界について述べている。とりわけ目的における限界は政治ストを否定しているのである。

三 以上述べたところが本書の概要であるが、本書は、他の同系統の解説書の取扱つていない部分を取上げ、出來得る限り全般的解説を試みようとした點、注目すべきである。たとえば、海上労働とりわけ雇入契約について解説を試みているのも右に述べた一つの例といえる。しかも注意することは、特定の項目に極めて詳細な解説を試みていることである。たとえば、第三編第三章においては、使用者側の諸權能が詳細に説明され、懲戒處分とりわけ懲戒解雇についてまで肯定を前提とし説明されている。こうした點に注意を拂うならば、この本の性格は自ら理解される。

(阿久澤龜夫)